

財 関 第 861 号
令和元年 6 月 27 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について等の一部
改正について

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の一部施行による工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）の改正等に伴い、食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）等の一部を下記のとおり改正し、令和元年 7 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等についての一部を
次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第 2 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いに
ついて（平成 30 年 2 月 27 日財関第 257 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第 3 輸入化学物質の通関の際における取扱いについて（平成 31 年 3 月 28 日
財関第 403 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。